

公益社団法人全国柔道整復学校協会

柔道整復師臨床実習指導者講習会実施要領

1 目的

公益社団法人全国柔道整復学校協会（以下「学校協会」という。）が主催する、柔道整復師臨床実習指導者講習会（以下「講習会」という。）の開催主管の指定及び開催手続き等、並びに受講願書等について定めるものである。

2 開催主管の指定及び開催手続き等について

- (1) 開催主管の指定を受け講習会を開催しようとする場合は、開催する2月半前までに、様式1の「開催主管の指定及び開催申請書」に別添1（講習会実施担当者の氏名及び経歴）を添えて学校協会まで提出すること。なお、別添2（講習会受講者名簿）はWord（又はExcel可）で作成のうえ、開催する2週間前までに学校協会宛て電子メール（info@judo-seifuku.or.jp）に添付し提出すること。
- (2) 学校協会は、提出された書類の内容を確認したのち、厚生労働省医政局医事課（以下「医事課」という。）に対し、「柔道整復師臨床実習指導者講習会の開催指針」（平成29年3月31日付け医政発0331号第56号）にのっとりた内容であることの確認依頼を行う。
- (3) 医事課から確認終了の連絡ののち、学校協会は講習会開催の1週間前までに修了証書に、参加者の氏名、講習会の名称等を記載し、主催者印を捺印した上で、同課に提出する。
- (4) 医事課にて医政局長印が捺印された修了証書が学校協会宛てに返却されてくるので、講習会修了者に手交のため学校協会から開催主管に転送。なお、講習会不参加者及び講習会未修了者に対しては、同証書は不交付とし学校協会に返却すること。

3 受講願書等について

- (1) 講習会受講の申込書類は、学校協会HPからダウンロードした書式を必ず使用する。コピー及び独自に作成した書式では受け付けない。なお、別添2（講習会受講者名簿）はExcelで作成も可とする。
- (2) 受講申込者は、以下の書類を受講料と共に開催主管に提出する。
 - ① 柔道整復師免許証（コピー、A4版に縮小又は拡大する）

- ② 受講願書（様式2）
- ③ 受講票（様式3）
- ④ 柔道整復師免許取得後（登録日以降）5年以上の勤務内訳表（様式4）
- ⑤ 実務従事証明（様式5）に実務従事証明書（別紙）を糊付
- ⑥ その他証明書等（開設届等）
- ⑧ 写真3枚（縦・横4×3cm以内、正面向き脱帽で6か月以内に撮影したもの）を、受講願書（1枚）、受講票（2枚）にそれぞれ貼付する。

附 則

本要領は、平成二十九年九月十五日より施行する。

附 則

改定後の本要領は、平成三十年二月十六日より施行する。

附 則

改定後の本要領は、平成三十年九月七日より施行する。